令和４年９月29日

郡市区等医師会　御中

大 阪 府 医 師 会
（公印省略）

診療・検査医療機関に係る新たな区分の創設及び支援制度の拡充について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、大阪府より標記通知が発出されましたので、情報提供いたします。

診療・検査医療機関については、現在約2,800施設に増加し、うち過半数の施設でA型（かかりつけ患者以外も受入可）の指定を受けていただいていますが、第７波において発熱外来が極めてひっ迫することとなりました。

今般の大阪府通知は、これまでの２つの区分（前述のA型及びB型（かかりつけ患者のみ受入可））に加え、**新たに、かかりつけ患者及び当該医療機関の所在する市町村（大阪市については当該区及び隣接区の範囲）に居住の、かかりつけ患者以外も受入可とする「準A型」を設けることといたしました。**

また、下記の通り、既存の支援制度についても拡充を行い、準A型に係る単価区分を新たに設けられています。これらの支援制度も活用しながら、未指定の医療機関の新たな指定や、B型の医療機関においては、自院の医療体制を勘案して準A型の指定を受けていただくことが依頼されています。

なお、**各種支援制度は、事前に調査や届出の必要がありますことにご留意ください。**

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

（本通知は、B型の診療・検査医療機関に大阪府から案内が直送されています）

記

●大阪府通知より引用

１　準Ａ型への指定及び指定変更手続きについて

令和４年10月３日（月）午前９時から受付を開始します。

次の府ホームページから、新規指定の場合は「指定申請書」を、指定区分の変更の場合は「変更・解除届出書」をダウンロードいただき、同ページに記載の提出先までメール又はFAXにより送付いただくようお願いしています。

【診療・検査医療機関に係る各種手続きについて】

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/kensa-sitei.html#tetuduki

２　診療・検査医療機関体制強化支援金について

令和４年 11 月中旬～令和５年２月中旬において、新型コロナウイルスと季節性インフルエンザの両方の検査及び発熱患者等への対症療法を含む投薬等の治療の体制を整えた診療・検査医療機関に対し、最低開設時間及び最低検査人数の両方を満たした日（平日及び土曜日に限る。ただし令和４年 12 月 29 日～令和５年１月３日を除く。）の開設時間に応じ、支援金を交付する制度です。

これまで、A 型の施設のみを交付対象としておりましたが、**準 A 型も交付対象とすることといたしました。準 A 型として新たに支援金の交付を希望する医療機関については、次のとおり意向調査へのご回答を必須としております。**

【制度概要】

（１）最低開設時間及び最低検査人数（両方を満たすことが必要です）

①診療・検査医療機関としての開設時間

月曜日から金曜日：４時間以上、土曜日：３時間以上

②外来患者に対する保険適用の新型コロナウイルスの検査実施人数

＜病　院＞月曜日から金曜日：10 人以上、土曜日：5 人以上

＜診療所＞月曜日から金曜日：　5 人以上、土曜日：3 人以上

（２）対象医療機関及び交付金額等

	準 A 型	（参考）A 型　※受付終了
対象医療機関の要件	10 月 18 日（火）までに 準 A 型の診療・検査医療機関の指定を受け、支援金対象期間満了まで指定を継続 ※10 月 14 日（金）までの指定申請又は変更届の提出が必要	9 月 6 日（火）までに A 型の診療・検査医療機関の指定を受け、支援金対象期間満了まで指定を継続
交付金額	開設時間１時間あたり 2,000 円（上限 12,000 円/日） ※30 分毎に 1,000 円を加算	開設時間１時間あたり 4,000 円（上限 24,000 円/日） ※30 分毎に 2,000 円を加算

（３）ホームページ

https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/taiseikyouka-jyuna.html

【交付を受けるための手続き】

Web フォームにて、令和４年 10 月３日（月）午前９時から同月 14 日（金）の間において、意向調査へご回答いただくことが必要です。

※Web フォームの URL については、上記ホームページ中程「令和４年度実施支援金について」に掲載いたします。

※対象期間終了後の実績報告を経てお支払いとなります。実績報告については対象医療機関あて後日ご案内いたします。

３　日曜・祝日等における新型コロナウイルス感染症の診療・検査支援金について

日曜・祝日等（令和４年 12 月 29 日～令和５年１月３日を含む。）において、新型コロナウイルス感染症の診断を目的とした保険適用の検査を行うため、事前に府に届け出た上で開設するとともに、府ホームページでの公表（診療・検査医療機関一覧とは別の一覧です。）に同意する診療・検査医療機関を対象に、開設時間に応じた支援金を交付する制度です。

新たに準 A 型の区分を設けましたので、準 A 型として本支援金の交付を希望する場合は、下記ホームページから準 A 型に対応した様式をダウンロードの上、ご提出をお願いしています。

（提出先：nichisyuku-sinryou@gbox.pref.osaka.lg.jp）

【単価区分】

開設時間	診療・検査医療機関の指定区分		
	A 型	準 A 型	B 型
1.0 時間以上2.5 時間未満	50,000 円／日	35,000 円／日	25,000 円／日
2.5 時間以上3.0 時間未満	60,000 円／日	42,000 円／日	30,000 円／日
3.0 時間以上3.5 時間未満	70,000 円／日	49,000 円／日	35,000 円／日
3.5 時間以上4.0 時間未満	80,000 円／日	56,000 円／日	40,000 円／日
4.0 時間以上4.5 時間未満	90,000 円／日	63,000 円／日	45,000 円／日
4.5 時間以上5.0 時間未満	100,000 円／日	70,000 円／日	50,000 円／日
5.0 時間以上5.5 時間未満	110,000 円／日	77,000 円／日	55,000 円／日
5.5 時間以上6.0 時間未満	120,000 円／日	84,000 円／日	60,000 円／日
6.0 時間以上	130,000 円／日	91,000 円／日	65,000 円／日

【ホームページ】

https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/nichisyuku-shinryou.html

【提出済みの開設状況事前届出の修正方法】

開設状況の事前届出を提出済みであって、指定区分（A 型、準 A 型、B 型）や開設時間の修正をする場合は、対象日から３営業日前までのご提出が必要です。

※様式には、修正項目以外を含む全ての項目を入力。

※指定区分の修正時は、管轄保健所へ提出した診療・検査医療機関にかかる「変更・解除届出書の写し」の併せてのご提出をお願いしています。

【問い合わせ先】

１　診療・検査医療機関の指定に関すること

管轄保健所ごとに異なります。「１　準Ａ型への指定及び指定変更手続きについて」に記載の府ホームページをご確認ください。

２　支援金に関することコールセンター（TEL）**06-7166-9988**

大阪府医師会・地域医療１課（06-6763-7012）